## 議案第6号

狭山市行政不服審査に関する条例

条例別紙のとおり

平成28年2月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、審査請求人等による提出書類等の写しの交付に係る 手数料並びに市が設置する機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例 を制定したいので、この案を提出するものである。 別紙

狭山市行政不服審査に関する条例

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 手数料(第2条)

第3章 狭山市行政不服審查会(第3条-第10条)

第4章 雑則(第11条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。次条において同じ。)及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料並びに法第81条第4項の規定により市が設置する機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 手数料

(手数料等)

- 第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項及び法第81 条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料は、無料 とする。
- 2 法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)及び法第78条第 1項の規定による写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費 用を負担しなければならない。

第3章 狭山市行政不服審查会

(設置)

第3条 法第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた 事項を処理するため、狭山市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。 (組織)

第4条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員

- の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審査会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第8条 審査会の行う調査審議の手続きは、公開しない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

第4章 雜則

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の 施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例 第14号)の一部を次のように改正する。

別表市営住宅委員会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額	20,000	
-----------	----	--------	--